

## 東京都北区生垣造成助成金交付要綱

昭和58年 3月23日 区長決裁  
改正 昭和61年 1月22日 区長決裁  
改正 平成元年 2月 8日 区長決裁  
改正 平成 6年 8月12日 区長決裁  
改正 平成11年 3月25日 区長決裁  
改正 平成15年 3月31日 区長決裁  
改正 平成19年3月29日 助役専決  
改正 令和3年12月28日 副区長専決  
改正 令和4年1月25日 副区長専決

(目 的)

第 1 条 この要綱は、生垣の造成に必要な経費の一部を助成することにより、生垣の設置を奨励し、もって震災時の区民の安全と、緑豊かな生活環境を確保することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 この要綱に基づく助成を受けることのできる者は、北区内に生垣を造成しようとする土地の所有者又は、管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものについては助成の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体又は公社・公団等の公共的団体。
- (2) この要綱以外で同種の助成金を受ける者。
- (3) 建築物等の販売による利益を目的としたもの。
- (4) 法令、条例、要綱等により、設置を義務づけられている者。
- (5) 過去に本要綱の助成を受けた者。ただし、施工場所が異なるものは除く。

(助成の要件)

第 3 条 この要綱に基づいて造成の助成をする生垣は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 新たに生垣を設置するもの（既存のブロック塀等を取り壊して生垣に改造するものを含む）
- (2) 道路に直接面していて、生垣の総延長が1メートル以上であること（一般の通行の用に供されている私道も含む）

- (3) 樹木の高さが1メートル以上であって、相互に葉の触れあう程度に列植され、かつ生垣の外観をそなえるもの。

(助成の内容)

第 4 条 助成は予算の範囲内において、次の各号に定める金額を交付することにより行う。

- (1) 生垣の造成については、1メートル（1メートル未満の端数がある場合、当該端数50cm以上を1メートルとする。以下次号中同じ）につき8,000円（住民によるみどりの協定地域及び緑化保全モデル地区並びに緑化推進モデル地区（以下、みどりのモデル地区等という。）は12,000円）とする。

ただし、40メートル320,000円（みどりのモデル地区等は480,000円）を限度とし、生垣造成費用が1メートルにつき8,000円（みどりのモデル地区等は12,000円）未満の場合は実費額とする。

- (2) 既存のブロック塀等の撤去については、1メートルにつき5,000円とする。

ただし、40メートル200,000円を限度とし、取り壊しの費用が1メートルにつき5,000円未満の場合は実費額とする。また、助成対象となる撤去延長は、生垣造成助成延長の範囲内とする。

(助成の申請)

第 5 条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は、生垣の造成に着手する前に、生垣造成助成金交付申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

(助成金の決定等)

第 6 条 前条の申請があつた場合は、現地調査及び書類審査を行い適当であると認めるときは、助成金の交付を決定するものとする。

- 2 助成金の交付を決定したときは、生垣造成助成金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更及び取り下げ)

第 7 条 申請者は助成金の交付決定通知を受けたあと、生垣造成の計画を変更及び取り下げをするときは生垣造成事業（変更・取り下げ）申請書（第

6号様式)を提出しなければならない。

- 2 区長は前項の計画変更及び取り下げの申請があったときはこれを審査し、内容が適当と認められるときは生垣造成事業(変更・取り下げ)通知書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

- 第8条 申請者は、生垣の造成が完了したときは、速やかに実績報告書(第3号様式)を提出しなければならない。

(助成金交付額の確定)

- 第9条 区長は前条の実績報告書の提出があったときは、審査及び必要な調査を行ったうえ、助成金の交付額を確定し、生垣造成助成金交付額確定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

- 第10条 前条の規定により、生垣造成助成金交付額の確定通知を受けた者は、生垣造成助成金交付請求書(第5号様式)を提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(助成を受けた者の責務)

- 第11条 助成金の交付を受けた者は、その生垣の保護と育成に努め、適正な管理を行わなければならない。

(助成金の返還)

- 第12条 区長は助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。
  - (1) 虚偽の方法によって助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
  - (2) 第3条に定める要件を満たさなくなったとき。
  - (3) 助成金を交付目的以外の用途に使用したとき。
  - (4) 前各号のほか、区長の付した条件に従わなかったとき。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は区長が定める。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成6年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

1 (施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

2 (「東京都北区みどりのモデル地区等における生垣造成助成金交付要綱」の廃止)

「東京都北区みどりのモデル地区等における生垣造成助成金交付要綱」  
は廃止する。

3 (経過措置)

前項の規定による、廃止前の「東京都北区みどりのモデル地区等における生垣造成助成金交付要綱」の規定によりなされた助成の申請及び助成金の請求は、改正後の「東京都北区生垣造成助成金交付要綱」の規定による助成の申請及び助成金の請求とみなす。

付 則 (平成19年3月29日助役専決18北環環第496号)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

付 則 (令和3年12月28日副区長専決3北環環第2813号)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

付 則 (令和4年1月25日副区長専決3北環環第2929号)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。